

NPO 法人 くんぱるハウス

ご利用ガイド



☆ くんぱるハウスグループ所在地 ☆

(神領)	〒487-0025	春日井市出川町 5-15-1	Tel 0568-29-9990	Mail kunpalhouse@gmail.com
(小野)	〒486-0925	春日井市中切町 1-4-8	Tel 0568-37-1771	Mail kunpalhouse.kachigawa@gmail.com
(上条)	〒486-0833	春日井市上条町 8-2871-1	Tel 0568-27-6850	Mail kunpalhouse.jojo@gmail.com
(春日井西)	〒486-0904	春日井市宮町字宮町 88-11	Tel 0568-31-7557	Mail kunpalhouse.kasugainishi@gmail.com
(篠木くんぱるんち)	〒486-0851	春日井市篠木町 1-40-1	Tel 090-6334-6719	Mail kunpal.ch@gmail.com
(勝川くんぱるんち)	〒486-0914	春日井市若草通 2-47 2階	Tel 080-7030-6947	Mail kunpal.ch@gmail.com
(保育所みっついニツチ)	〒486-0914	春日井市若草通 2-47 1階	Tel 080-7371-3814	

URL: <http://kunpalhouse.fun>

神領 Line



小野 Line



上条 Line



春日井西 line

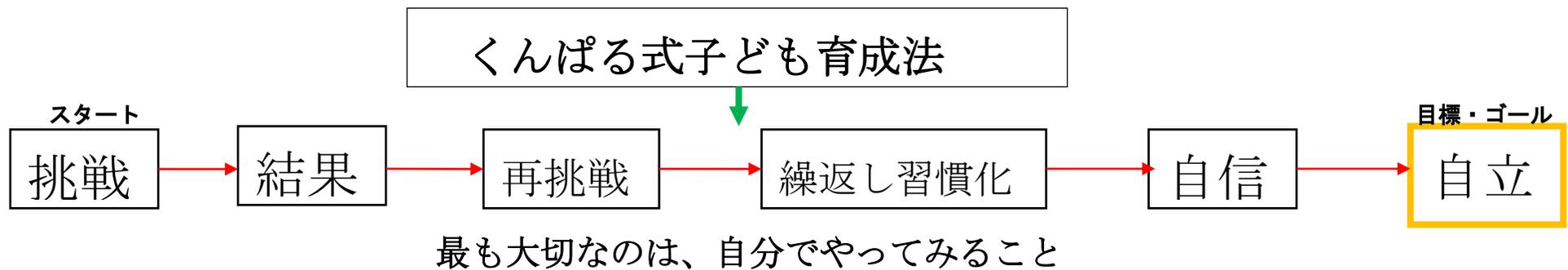


☆運営理念☆

「大人になったら自立する」

☆支援方針☆

「子どものワクワクをカタチにする」



大人は子どもの伴走者であり黒子になる。すぐに「手を出す口を出す」はNG！

子の成長の芽を摘まないためには親の我慢が必要！！！！

学力（認知能力）以上に人間力・生きる力（非認知能力）が求められています。受動性よりも能動性が求められる社会で生きていくための基礎を作るのが幼少時代。いかに子どもの意欲や気持ちを形にしていくかが力を身につける術かと考え、そこに尽力してまいります。

子どもの権利条約には「遊び」を保障すると明記しております。
くんぱるハウスでは「遊び」を大切に、そこから学べるものを重視しています。

「遊び」から学び得るもの

人間形成に必要な6要素

創造力

想像力

社会性

協調性

体の使い方・身体能力

問題解決力

学力だけでは人間形成はできません。上記のことを特に低学年(9歳)までのうちに基盤を作ることが後々の学力にも影響してきます。バランスが取れ、自立した個人になるために、遊びは大切な事と考え、くんぱるの生活の中心になっております。

運動系の習い事の場合、週1で2時間/回とすると 月8時間 年96時間

日々の外遊び 週5で1時間/回 月20時間 年240時間+ α となり、

どんなことでも習得するには多くの回数をこなすことが大切になってきます。

☆利用対象・区分・営業時間等☆

利用区分	通常利用者……………学校開校時の平日及び土曜日に定期的に利用する者 長期休暇限定利用者…長期休暇のみ利用する者
利用対象児童	共働き家庭、父子または母子家庭、それ以外の利用が必要な家庭の児童
学校開校時	平日:下校～最大 21 時 (19:30 から延長カウントされます) 土曜日:8 時～19 時
入学式	8 時～最大 21 時 *新 1 年生はご利用不可
始業式・終業式・修了式	下校時間～最大 21 時
代休日・卒業式(在校生)	8 時～最大 21 時
長期休暇	7 時半～19 時
警報時 *避難場所については各事業所にお 問い合わせ下さい	○台風の場合、暴風警報がいつ発令されたかで対応が変わります ・朝 7 時までに警報発令……………8 時から開所 (11 時までに解除された場合は 5 時限目があるのでくんぱるから登校・送迎) ・登校後警報発令……………緊急下校につき、学校に随時当日利用者をお迎えにあがります。 学校で指定された場所で待機して下さい。(当日キャンセル不可) ○地震(震度 5 強以上)の場合、お子様が学校にいるとき 学校一保護者間のライフラインの方がお子様の安否、状況がわかりやすいため、お子様の 学校への引取り、連絡は対応致しません。 ○お子様がくんぱるにいるとき 避難場所(各事業所校区の小学校)までお子様を誘導し、安全の確保に努めます。 (神・不二小 勝・小野小 春西・春日井小 春東・神屋小)
学級閉鎖	応相談
定休日	毎週日曜日 祝日 GW 盆休(8/10-15頃) 年末年始(12/30-1/4)

☆定員☆ *空き状況は各事業所にお問い合わせ下さい

神領	小野	上条	春日井西
160名	80名	40名	50名

☆申込み手順☆

入所希望の事業所へ事前連絡の上、ご来所いただき、ご利用説明後に申し込み書類の記載をお願いいたします。
書類は後日お持ち下さっても構いません。*初めに入会金(5000円、兄弟姉妹2人目以降半額)が必要ですが、初月請求にてご請求致します。

☆利用の仕方☆

通常利用者	毎月20日過ぎにメールまたは紙面にて配布される出席表を記入の上期日までにご提出願います。 <u>*変更は当日午前中までに電話またはメール・LINEにてご連絡下さい。</u> <u>期日7日を過ぎて未提出の場合は当月全日ご利用実績でご請求致します。</u>
長期休暇限定利用者	利用の前月末までに出席表を取りに来て下さい。記入後 <u>利用1週間前</u> までにご提出願います。 *変更は当日9時30分までに連絡下さい *毎年4月に利用の更新の有無をメールにて通知いたします。(更新月は5月 更新料は無料ですが、更新月を越えた場合は再登録料として2000円費用がかかります。)

*支払は口座振替(銀行・ゆうちょ)にてお願いいたします。(末締めの日翌26日引き落としです)

☆料金体系☆ 2020/4/1現在

基本サービス(料金表の金額含)	お預かり・創作活動・おやつ・管理費(車両・メール・営繕・学校送迎)
オプションサービス (料金表金額含まれておらず)	延長*最大21時(19:30から自動カウント)・・・30分ごと250円加算 昼・夕食……………1食 370円 各種送迎(外部習い事への送り迎え)……………応相談 *曜日・時間・場所をお知らせください。 *送迎は送りのみも可 *グーグルマップで最短距離を算出いたします。 ¥150/km (早朝利用) 1回500円 *土曜・代休日・長期開所時間の10分前以前に来所の際に適用

※通常利用者:3・4・7・8・12・1月は長期休暇月となります。これらの月は()内料金にて請求させていただきます。

通常・長期とも	1回	3500円《4000円》		2回	7000円《7500円》
	3-5回	6-9回	10-13回	14-16回	17-25回
通常利用(1-3年)	9000円 (10000円)	10500円 (12500円)	13500円 (15500円)	15000円 (17000円)	16500円 (18500円)
通常利用(4.5.6年)			11000円 (13000円)	11500円 (13500円)	13000円 (15000円)
シングル家庭 (低学年)			11500円 (13500円)	12500円 (14500円)	13500円 (15500円)
シングル家庭 (4.5.6年)			10500円 (12500円)	10800円 (12800円)	11250円 (13250円)
割引等	(兄弟姉妹割) 利用月実績 10回以上 1000円引き/1人 (校区割) 徒歩下校する利用者は 10回以上利用 500円引き/月 (出川小・不二小・小野小・春日井小)				
長期休暇限定利用	料金は3回以上は表示料金から <u>2500円</u> 加算した料金にてご請求致します。*1・2回は《 》内料金にて請求 長期休暇限定利用は各学期の終業式から始業式を言い、 冬休み以外は各月の利用実績 にてご請求致します。 冬休みのみ回数合算にて12月分としてご請求致します(2学期終業式から3学期始業式までの利用分)				

☆春日井市より民間学童利用者へ利用費補助として毎月6000円上限として補助が出ます(年度末申請後補助されます)

○ 毎月9001円以上の利用者が対象となります。

例 通常利用(1年~3年) 月17回以上 16500円-9000円(市の規定)=7500円(6000円が利用者に戻ってきます)

くんぱるハウスの利用費が実質→16500円が **10500円** になります。

*就学援助または生活保護世帯はさらに別の補助が追加でございます。

☆取り組み☆

- カウンセリング(希望制)が受けられます。 *実費となりますのでご理解ください。
- ご家庭からも相談できるように相談用紙を配布、および三者面談(希望制)
- 子ども相談員の配置
- スタッフの紹介の貼り出し及び当日出勤者のわかるように工夫、従業員への研修
- 防犯カメラの設置及び送迎車の室内向きカメラの設置

☆その他☆

- *当月の利用実績にて請求書を作成しお渡しいたします。
- *口座振替日に残高不足等により引き落とせなかった場合は請求金額を現金にて速やかにお支払いください。
(26日振替後1週間程でこちらの確認がとれます。引落不能のお知らせ後お支払い願います)
- 来所後、怪我、体調不良が起きた場合で急患の必要がある際は保護者に連絡し、並行して最寄りの医療機関へこちらでお連れいたします。
- 投薬については保護者の指示がない限り原則行いません。
- アレルギーをお持ちのお子様につきましては、入会時にご申告、対応の方法等をお知らせ下さい。
- 学校保健法に定める学校伝染病もしくは伝染力の強い病気にかかっている場合、原則ご利用不可となります。
- 入会金の返金はいかなる場合も受け付けかねますのでご了承下さい。
- 利用料の一部または全額返還する状況が発生した場合、利用者指定口座に振込にて返還させていただきます。なお、当該月の請求額を返還額の上限と致します。
過去に遡ってなどの返金は受付いたしません。
- 出席表の提出期限7日を過ぎて未提出の場合、当月を全利用とし、また、利用変更の未連絡(出席から欠席、当月累計3回)が続いた場合、当月利用を予定通りで請求と致しますので何卒ご了承下さい。[各種送迎も含まれます]
- 特別支援のお子様またはそれに類するお子様のご利用は療育手帳やその他診断書のご提出をお願い申し上げます。

☆保険☆ 入所者の方は加入していただきます。お子様が施設内外にて活動中の万が一の事故、怪我をされた場合の保険です

1年更新の掛捨て型、年額850円となります。(スポーツ安全保険で検索して保証内容は御覧ください)

☆くんぱるカルチャースクール☆

	*習字	*そろばん	ダンス	空手	*野球部	農園部	ヨガ
神領	月曜 16:00-17:00	金曜 17:00-18:00	火曜 16:00-17:00	水曜 17:15-18:15	木曜 16:00-17:30	火・木 16:30 頃から	木曜 16:00-17:00
小野	水曜 16:00-17:00	月曜 16:00-17:00	現在生徒募集中 詳細は事業所に ご確認ください	金曜 18:00-19:00			
春日井西	火曜 16:10-17:10	月曜 17:45-18:45					
月謝	4100円 入会金 4000円要	3500円 初めにカバン 5000円要	5250円 入会金 5000円要	神 4860円 入会金 7560円要	年 500円		4000円
その他	5週目休み 祝日振替あり	希望でそろばん 本体 5000円	スクールに 直接支払 手続き後 口座振替	神 スクールに 直接支払 手続き後 口座振替	グローブ必要		希望でヨガマット

習い事名称横に*印があるものについては、利用料と一緒に請求いたしますのでご承知下さい。

(習い事のみ利用) 習い事の月謝とは別に1回 250円を利用費として頂戴いたします。

やむを得ず休講する場合でも月謝はご請求致します。ご了承ください。

利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約）

この利用規約は、くんばんハウスが提供するサービスを、第5条所定の利用者(以下「利用者」といいます。)が利用する場合に適用します。

第2条(本規約の範囲)

- 1 くんばんハウスが利用者に対して発する第4条に規定する通知は、この利用規約の一部を構成するものとします。
- 2 くんばんハウスがこの利用規約本文のほかに別途定める各サービスの「ハウスガイド」または別途個別の通知等で規定する各サービスの利用上の決まり、およびその他の利用条件等の告知（以下「その他の利用規約」といいます。）も、この利用規約の一部を構成するものとします。
- 3 この利用規約本文の定めとその他の利用規約等の定めとが異なる場合には、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の変更）

- 1 くんばんハウスは、会員の了承を得ることなく、この利用規約を変更することができるものとします。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の利用規約によるものとします。
 - 2 変更後の利用規約は、くんばんハウスが別途定める場合を除いて店舗等に表示した時点より、効力を発するものとします。3
- 利用者は、規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第4条（くんばんハウスからの通知）

- 1 くんばんハウスは、オンライン上の表示、その他くんばんハウスが適当と判断する方法により、利用者に対し随時必要な事項を通知します。
- 2 前項の通知は、くんばんハウスが当該通知の内容を表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 利用者

第5条（利用者）

利用者とは、学校教育法に定める小学校1年生から6年生の児童とその保護者の両者であり、定員は30～60名（事業所規模により変動する）とします。

利用者がくんぱるハウスの趣旨に賛同し、その他の利用規約に同意した上で、入会を申し込み、くんぱるハウスがこれを承認した者をいいます。
尚、ご利用人数 40 人を 1 単位とし、1 単位につき指導員を 2 名以上配置いたします。

(利用時間)

利用時間は、平日は 11:00～19:00 (最大延長 21:00) 土曜・長期休みは 7:30～19:00 とします。休業日は日曜・祝日・盆休・年末年始とします。

第6 条 (利用種別)

利用者は、次の各号のとおり区分します。

- (1) 通常利用者は、毎週の利用曜日を固定し利用する個人を対象とします。
- (2) 長期休暇限定利用者は、夏冬春休みまたは代休日、急なご利用が要する個人を対象とします。

第7 条(入会手続き)

- 1 入会を希望する方 (以下「入会希望者」といいます。) は、所定の申し込み手続きに従って行い、その完了後くんぱるハウスが利用者登録を承認した場合に本サービスを利用することができるものとします。入会の申込をされた場合、この利用規約に同意したものとします。
- 2 入会希望者の申し込み手続きは、所定の入会申込書に必要事項を記入、押印したうえ、必要書類等を添えて提出するものとします。
- 3 入会希望者は、入会申し込みに係わる必要事項について真実のものを記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合、くんぱるハウスは、入会を拒否し、入会承認後であっても、利用資格を一時停止、または除名することができるものとします。
- 4 利用者は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無、種類を申し出る必要があるものとします。申し出なかったことにより発生したトラブルや損害については、くんぱるハウスは、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとします。

第8 条 (利用資格の停止・除名)

くんぱるハウスは、次の各号の一に該当する場合は、利用資格を一時停止もしくは除名することができるものとします。この場合、利用者は、それに属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとします。

- (1) 本規約、その他の利用規約等に違反した場合
- (2) 料金の支払いを怠った場合
- (3) くんぱるハウスの運営を妨害した場合

- (4) くんばんるハウスの財産を侵害した場合
- (5) くんばんるハウスの信用を毀損した場合
- (6) 他の利用者の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合
- (7) 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合
- (8) くんばんるハウスの趣旨に著しく反する行為をした場合
- (9) その他くんばんるハウスの運営に支障があると判断した場合

第9条（退会）

利用者は、退会月10日（休日の場合は前営業日）までに所定の退会手続きを行うことによって、退会することができるものとします。

第10条（サービス申し込み手続き）

利用者は、サービスを利用する際には、事前に個々のサービスごとに定められた所定の手続きを経るものとします。

第11条（変更の届出）

利用者は、くんばんるハウスへの届出情報に変更があった場合には、速やかにくんばんるハウスに所定の方法で変更の届出をするものとします。

第12条（譲渡禁止等）

利用者は、利用者として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保にしたりする等の行為はできないものとします。

第13条（責任事項）

- 1 利用者は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為（前条により、利用または行為とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下同様とします。）とその結果について、くんばんるハウスの責任に帰すべき事由による場合を除き一切の責任を負うものとします。
- 2 利用者は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとします。
- 3 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

- 4 利用者は、サービスの利用によりくんぱるハウスまたは第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、この利用規約上の義務を履行しないことにより第三者またはくんぱるハウスが損害を被った場合を含みます。）自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第3章 その他

第14条（利用料金）

利用料金はその年度の利用ガイドの料金体系に基づきます。その他食事サービス（1食370円）学校へのお迎え、有料での習い事への送迎等のサービスもあります。

第14条（サービスの内容等の変更）

くんぱるハウスは、利用者に事前通知をした上で、サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

第15条（料金の改定）

くんぱるハウスは、利用者に事前通知した上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、月会費、その他の料金を随時改定できるものとします。

第16条（施設の廃止・利用の制限）

- 1 くんぱるハウスは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、また、その利用を制限できるものとします。
- 2 くんぱるハウスは、前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとします。また、それに対して補償は一切行わないものとします。
- 3 利用者は、前2項の場合において、何ら異議申し立てることができないものとします。

第17条（サービスの提供の中止）

- 1 くんぱるハウスは、利用者に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- 2 くんぱるハウスは、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う利用者または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第18条（個人情報）

くんぱるハウスは、利用者の個人情報を適切に取り扱うものとします。

1 くんぱるハウスは、利用者の個人情報は、以下の目的のために利用するものとします。

- （1） サービスの提供、お申込受付。
- （2） サービス・イベント・キャンペーン・会費等に関するお知らせ、その他企業PR。
- （3） 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他の諸対応。
- （4） その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること。
- （5） SNS 掲載に同意された場合に当法人 SNS に子どもの活動を掲載する。

2 くんぱるハウスは、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることなく、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。3 利用者は、自らの個人情報を、サービスを利用して公開するときは、第16条(責任事項)が適用されることを承諾するものとします。

第19条（準拠法）

この利用規約に関する準拠法は、日本法とします。

付則

本規約は、平成31年3月1日より施行します。